

JIS

可搬形電動工具の安全性－ 第 2-4 部：卓上グラインダの個別要求事項

JIS C 9029-2-4 : 2006

(JEMA/JSA)

平成 18 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業会議
	伊 藤 文 一	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	能 見 和 司	電気事業連合会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	高 山 芳 郎	社団法人日本電線工業会
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社 管球照明社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	長 岡 正 伸	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
	村 岡 泰 夫	社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：平成 18.4.20

官 報 公 示：平成 18.4.20

原 案 作 成 者：社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

可搬形電動工具の安全性－
第 2-4 部：卓上グラインダの個別要求事項

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	2.21	備考 通常負荷は、定格電圧又は定格電圧範囲の上限に基づいている。	備考 通常負荷は、定格電圧又は定格電圧範囲の上限に基づいている。
附属書	附属書 1	記載なし (項目番号) 1A.の下に追加	別途

平成 19 年 9 月 3 日作成

別途

(項目番号) 1A.の下に追加

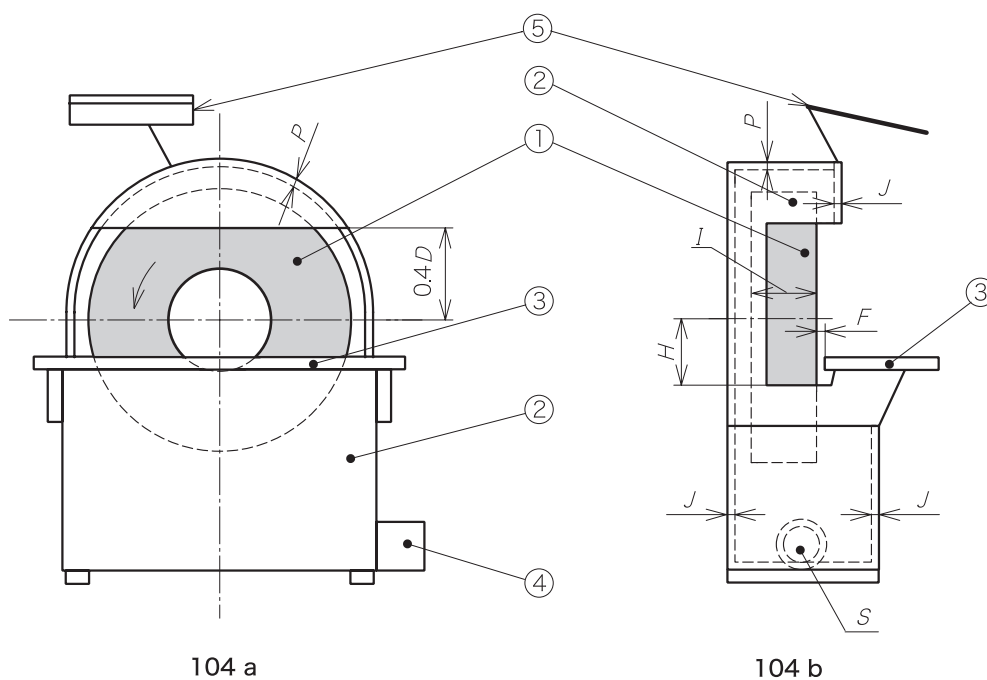
2.21	通常負荷	2.21	JIS に同じ。	MOD/追加	備考 通常負荷は、定格電圧又は定格電圧範囲の上限に基づいている。	通常負荷を明確にするため。
------	------	------	----------	--------	----------------------------------	---------------

可搬形電動工具の安全性－ 第 2-4 部：卓上グラインダの個別要求事項

正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	18.1.101.2.2	ガードの正面開口部が…水辺面上 $0.4D$ 以下とする (図 105 参照)。	ガードの正面開口部が…水辺面上 $0.4D$ 以下とする (図 104 a 参照)。
		と (砥) 石の軸を通る…開口部 H は、 $0.2D$ 以下とする (図 105 参照)。	と (砥) 石の軸を通る…開口部 H は、 $0.2D$ 以下とする (図 104 b 参照)。
	図 104	正しい図を下記に示す。	
	18.1.101.4	卓上グラインダ及び複合卓上グラインダは、一般に水平のワークレストを…。	卓上グラインダ及び複合卓上グラインダは、ワークレストを…。

(正の図)



() は訂正箇所を示す。

白 紙

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電機工業会(JEMA)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 9029-2-4:1999** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**IEC 61029-2-4:1993, Safety of transportable motor-operated electric tools—Part 2-4: Particular requirements for bench grinders** 及び **Amendment 1:2001** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS C 9029-2-4 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

JIS C 9029 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 9029-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 9029-2-1 第 2-1 部：丸のこ盤の個別要求事項

JIS C 9029-2-2 第 2-2 部：ラジアルアームソーの個別要求事項

JIS C 9029-2-3 第 2-3 部：かんな盤及び一面かんな盤の個別要求事項

JIS C 9029-2-4 第 2-4 部：卓上グラインダの個別要求事項

JIS C 9029-2-5 第 2-5 部：帯のこ盤の個別要求事項

JIS C 9029-2-6 第 2-6 部：給水式ダイヤモンドドリルの個別要求事項

JIS C 9029-2-7 第 2-7 部：給水式ダイヤモンドソーの個別要求事項

JIS C 9029-2-8 第 2-8 部：単軸立面取り盤の個別要求事項

JIS C 9029-2-9 第 2-9 部：マイタソーの個別要求事項

JIS C 9029-2-10 第 2-10 部：切断機の個別要求事項

JIS C 9029-2-11 第 2-11 部：マイタベンチソーの個別要求事項

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
1A. 引用規格	3
2. 定義	3
3. 一般要求事項	3
4. 試験に関する共通条件	4
5. 定格	4
6. 分類	4
7. 表示	4
8. 感電に対する保護	4
9. 始動	4
10. 入力及び電流	5
11. 温度上昇	5
12. 漏えい電流	5
13. 無線及びテレビ妨害抑制	5
14. 異物侵入に対する保護及び耐湿性	5
15. 絶縁抵抗及び耐電圧	5
16. 耐久性	5
17. 異常運転	5
18. 安定性及び機械的危険	5
19. 機械的強度	11
20. 構造	11
21. 内部配線	12
22. 部品	12
23. 電源接続並びに外部可とうケーブル及びコード	12
24. 外部導体用端子	12
25. 接地接続	12
26. ねじ及び接続	12
27. 沿面距離, 空間距離及び通し絶縁物距離	12
28. 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性	12
29. 耐腐食性	12
30. 放射線	12
附属書	13
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	14
解 説	15

可搬形電動工具の安全性－

第 2-4 部：卓上グラインダの個別要求事項

Safety of transportable motor-operated electric tools－ Part 2-4: Particular requirements for bench grinders

序文 この規格は、1993 年に第 1 版として発行された IEC 61029-2-4:1993, Safety of transportable motor-operated electric tools－Part 2-4: Particular requirements for bench grinders 及び Amendment 1:2001 を基に、技術的内容を変更して作成した日本工業規格であり、JIS C 9029-1:2006（可搬形電動工具の安全性－第 1 部：一般要求事項）と併読する規格である。

ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、附属書 1 (参考) に示す。

備考 卓上グラインダは、この規格以外に、労働安全衛生法第 42 条の規程に基づき、研削盤等構造規格 (昭和 46 年労働省告示第 8 号) の適用も考慮する必要がある。

1. 適用範囲 この規格の適用範囲は、JIS C 9029-1 の 1.1 によるほか、次による。

1.1 JIS C 9029-1 の 1.1 による。ただし、第 1 段落は、この規格による。

この規格は、2.101 及び 2.114 に規定する、と (砥) 石直径及びブラシ直径が 200 mm 以下で周速が 50 m/s 以下の可搬形卓上グラインダ (図 101) 及び複合卓上グラインダ (図 107) に適用する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

IEC 61029-2-4:1993, Safety of transportable motor-operated electric tools－Part 2-4: Particular requirements for bench grinders 及び Amendment 1:2001 (MOD)